

農地改革と天然資源局——一九四五年一〇月～一九四六年一月

森田 貴子

はじめに

一九四五年（昭和二〇）十一月、農林省は「農地制度改革に関する件」を閣議に提出した。二月四日「農地調整法」改正法案が帝国議会に提出され、二月十八日「農地調整法」改正が第八九回帝国議会を通過し、二月二十九日公布された（第一次農地改革法）。一方、連合国軍最高司令官総司令部GHQ/SCAPも、経済の民主化政策の一環として、農地改革に関心を持ち、検討をすすめていた。第二次世界大戦中に、アメリカ国務省で戦後の日本占領政策の一つとして農地改革案を作成していたフィアリー R. A. Fearyは、GHQの政治顧問アチソン G. Atcheson Jr. の部下となった。フィアリーは、かつて作成した農地改革に関する文書をアチソンへ提出し、アチソンは前書きをつけて、一九四五年一月二十六日、GHQのマッカーサー元帥 Dr. MacArthur へ「アチソン・フィアリー文書」として提出した。GHQは、一月二十九日「農地改革に関する覚書」（GHQ覚書）を日本政府に示し、一九四六年三月一五日までに農地改革計画を提出するよう指令した。

当時、農林省農政課長であり、農地改革に深く関わった東畑四郎は、一九四九年一月三〇日に参議院会館で行われた座談会で、GHQ覚書について「議会へギルマーチン W. M. Gilman が出したあの真意が分らんです。あれは議会を通すためであったものか、或いは不満

でもっとやろうというのか分らん。議会で採めているので、それを通してやりたいために出したという解釈もあるのですが、第二次改革をやらなければならなかった経緯を考え合わせると、われわれには、その真意が分らない」と話している。

一九四五年一月二日にGHQの部局として天然資源局NRSが設置されて以来、NRSでの日本の農地・農業に関する関心や知識はどのようなものであったのか。二月九日のGHQ覚書作成への過程と、「農地調整法」改正に対して何が問題とされていたのか。本稿は、NRSにおける、農地改革への見解について検討することを目的とする。

一 天然資源局と農林省官僚との会議

一九四五年一月二日に天然資源局NRSが設置されると、NRSでは日本の農地・農業についての研究をすすめた。NRSのウィリアムソン大尉 M. B. Williamson は、農林省農政局長笹山茂太郎、農政課長東畑四郎を招き、日本の農地・農業に関する話を聞こうとした。しかし通訳がない状況で、話は進まなかった⁽²⁾。「もっと語学のできる人」⁽³⁾が必要であると、東畑四郎は実兄の東京帝国大学農業経済学教授東畑精一に頼んだ。東畑四郎によれば、「僕と兄ともう一人おりましたが、ウィリアムソン、ギルマーチンなどから、四時間ばかり日本の農地制度についての質問を受けた」、兄は「事実を話し」、NRSの質問が農地改革とは直接関係がなかったため、日本の「農地制

度の現状を話して、「農地改革案については「黙っておった」という。NRS文書には、一九四五年一〇月一三日の「ウィリアムソンと東京帝国大学農業経済学教授東畑精一との会議記録」⁽⁴⁾が残されている。この議事録からは、一九四五年一〇月二六日以降GHQにおいて、農地改革に関する検討が本格化する以前の、NRSにおける日本の農地・農業に関する関心の所在を知ることができる。

ウィリアムソンの質問は、農民組合の構成員、土地価格の統制、小作契約期間、小作争議、小作料と納入方法、小作条件、農機具、土地所有面積、農業と工業など、日本農業全般にかかわり、質問は単発的であった。

ウィリアムソンの質問の特徴の第一は、小作農の状況に関する質問である。東畑精一による、小作農と自小作の二種類の小作農の説明に関連して、「どの小作農の層が農民組合を構成しているのか」。小作契約の一般的な期間はどれくらいか。口頭契約であるために紛争の原因になることがあるか。小作料の納入方法は現物納か現金か。小作料が高額であるとの認識でよいか。高額な小作料は、税金のためか、または地主の搾取によるものか、というものであった。

特徴の第二は、のちの農地改革に関連する質問である。小作農が土地所有者になることは不可能か。小作農が土地所有者になるための一〇年計画はあったか。小作農が購入する土地を政府はどこで手に入れるのか。農家の小作条件はどのようにして改善できるか。小作料が減少し、今よりも安価に設定されれば、小作農の経済状況は改善されるか。平均的土地所有者はどれくらいの面積を所有しているか。一九一九年から一九三五年までの工業が低い税金と安価な労働力によって奨励されていたという印象は正しいか。農民は戦争中に得た貯蓄を使って債務を償還することができるか、などである。他に、農機具の使用

についての質問がされた。

東畑精一の回答は、主に事実を伝えるものであったが、若干の東畑の考えが含まれていた。口頭契約は封建時代から持ち越された「伝統的な方法」であり、共同体は非常に密接に関連しており、口頭契約は書面による契約よりも力があること。日本では土地所有が小規模の区画で広く散らばっているため、価格を明言することが非常に難しく、高額になること。小作条件の改善について、「人口の圧力」からの解放が最も簡単な方法であり、その解決策は産業化すること。日本に民主主義がない理由の一つは帝国主義的計画を生み出した農村の過剰な人口であること。「武装化せずに工業化することは可能」であり、「適切な工業化がなければ、日本における民主的な状態は不可能だと思われ」と述べた。

一月一三日に東畑四郎がNRS農業部を訪ね、「農地調整法」改正法案の内容を説明した時には、すでにGHQ内では、農地改革に関する検討がすすめられ、会議の内容も「農地調整法」改正法案に直接かわる質問となっていた。

この会議の出席者は、NRSからは農業部長レオナード少佐 W. H. Leonard、ウィリアムソン、ギルマーチン中尉、マックダニエル少尉 R. C. McDaniel であった⁽⁵⁾。

東畑四郎は、農林省の農地改革に関する非公式の報告書を報告した。ウィリアムソンの「農地調整法」改正法案に関する、翻訳、帝国議会での審議時期、内容にかかわる質問について、東畑は、改革の目的は小作農の状態を自作農・地主に変更し、農地の最大規模を七エーカーに設定すること。小作料は金納とすること。農地委員会を設立すること。「政府が土地を購入し、購入価格よりも安価で小作農に売却すること」を伝えた。

東畑四郎の「農地委員会が、地主が土地を保有できるか売却するかを決定するだろう」との回答に対してウィリアムソンは七エーカー未満の不在地主が自分の土地を耕作することを強制され、現在の小作農を立ち退かせないかと質問した。東畑の「それは地主による」との回答に、ギルマーチンは「農地委員会は、どのように構成されるのか」と質問した。東畑は、農村ごとに選出され、各農家と不在地主は投票権を持ち、五人の自作農、五人の小作農、五人の自小作、五人の不在地主を選出する、と回答している。

ここからは、ウィリアムソンとギルマーチンが、地主が小作地を自作地とするため小作農に立ち退きを要求することを懸念しており、農地委員会がどのような構成で組織されるのか、に関心を持っていたことが確認される。

二 ギルマーチンによる民間情報教育局への助言

一九四五年一〇月二六日、「アチソン・フィアリー文書」がマッカーサーに提出された。一月二〇日⁽⁶⁾、マッカーサーは民間情報教育局CIEのダイク局長R. Dykeに、農地改革について行動を開始することを指令した。しかし、日本の農地・農業に関する専門家がいないCIEでは、NRSへ助言を求めた。

NRSのギルマーチンは、一九四五年二月四日「日本の農地改革」⁽⁷⁾を、CIEへ提出した⁽⁸⁾。この文書は、ギルマーチンが、「アチソン・フィアリー文書」を「参考にし、また日本の農業経済学者との対話のなかで」ギルマーチンが得た知識を基にして書いたもので、CIEでは「アチソン・フィアリー文書」とギルマーチンの文書をもとに日本政府に提出するGHQ覚書にまとめ、マッカーサー「自身が目を通し

た上で」⁽⁹⁾、一月九日日本政府へ指令した。この一月四日付のギルマーチンによる「日本の農地改革」の内容は、GHQ覚書の内容に、非常によく似ていることが指摘されている⁽¹⁰⁾。

NRS文書には、ギルマーチンの文書にさらに推敲を加えた、作成日、作成者が記されていない文書⁽¹¹⁾が残されている。

この作成者不詳の文書では、第一項「日本の農業問題の主な側面」は、小作農に非常に不利な条件の下で、広範に広がっている小作、高率な農業貸付金利と結びついた多額の農家の債務、差別的な政府の財政政策、多くの場合農業へ不公平な政府の統制が述べられており、第二項では「アチソン・フィアリー文書」に基づく、「日本の農業問題に関するアメリカ国務省による調査の概要」が述べられている。第三項「農業の現状」は、ギルマーチンの文書がa. b. の二項目に分けているものを、a. b. c. d. の四項目に分け、「農業の問題は日本人の進歩的發展への根本的な障害として残っていること」。平均農地面積は現在一ヘクタール未満であること。日本の全農家のうちわずか五分の一が、一九四三年に耕作された農地の九〇%以上を所有していたこと。小作料は収穫された作物の半分以上を占めており、残余から小作農はすべての費用を支払わなければならない、地価は過度に高水準であり、小作料や地価が低下する見込みはほとんどないこと。国務省が提出した農業像が改善されたということはなく、現在のインフレは、多くの農民に一時的に経済的救済をもたらすかもしれないが、日本の農民の基本的な経済的苦痛が残っている、と述べている。

第四項の「日本政府による農地改革計画案に以下を含めることを推奨する」という項目は、ギルマーチンの文書では、三項目であったのに対し、「c. 小作農の所得に見合った年賦での小作農の農地購入のための規定」が加えられ、四項目となり、後のGHQ覚書の三月一五日

までに提出する計画案に含める事項と一致している。このNRS文書はギルマーチンの文書の第五項にあった現在NRSで詳細を検討中であるとの報告は削除されている。いつの時点でこれらの修正がされたかは不明であるが、ここからは、日本政府への農地改革案に含めるべき要求事項が、当初は「a.不在地主から耕作者への土地所有権の移転」「b.公正な価格での農地の支払いのための規定」「c.元小作農が小作農の地位に逆戻りすることを防ぐ合理的な保護のための規定」の三日であったが、「小作農の収入に見合った年賦での小作農の農地購入のための規定」が追加されたことがわかる。

三 レオナードによる考察

NRSのレオナードは、一九四五年二月一日付で「農地改革」⁽¹²⁾を作成した。第一項は、先のギルマーチンの文書、作成者不詳の文書とほぼ同じである。

第二項では、いかなる国家の農業パターンにおける問題も解決が難しいが、日本では農地の過密の背景と農業における「半封建的」関係の持続のために特に困難であると、述べている。第三項は、日本の農地改革の必要性はあるものの、問題の難しさを認識しなければならず、迅速かつ容易ではあるが不十分な手段は避けなければならないこと。改革は、地主から小作農への単なる土地移転ではなく、農家に経済的自立の、永続的な地位を保障する追加措置が必要であることを指摘した。第四項以降は、農地改革の健全な計画を策定しなければならず、農地改革は不必要に遅れるべきではないが、そのような調査と分析が完了するまで計画を進めることは勧めない、としている。

レオナードは、農地改革には賛成であるが、日本では、特に農地の

人口過密と「半封建的」関係のために、農地改革の実施は困難であり、調査が不十分なまま実施することは避けた方が良く、早急の実施には懐疑的であった。

四 フィアリーによるGHQ覚書へのコメント

GHQが日本政府へGHQ覚書を指令した後の、一九四五年一二月一七日、アチソンはアメリカの国務長官へ宛て、フィアリーによるGHQ覚書へのコメント⁽¹³⁾を送付し、GHQへもコピーを非公式に提出したと報告した。

フィアリーのコメントの主な点は、以下の通りである。第一に、GHQ覚書について六つのコメントを付している。GHQ覚書第二項a「農地における過度の人口集中」⁽¹⁴⁾について、日本の農家の窮状の根本的な原因である農地の過密は、農地改革の計画によって根絶され、破壊できる害悪ではない。唯一の解決策は、耕作者が農業から工業、商業および専門的な職業に移行することであり、対外貿易の拡大によって可能になる。第二項c「農業金融の高率利息と結びついた農家負債より生ずる過酷な負担」について、一九三七年に六〇億円にのぼる農家債務は、戦争中に完全に清算された。例外的に高い農家所得、消費支出の不足、通貨のインフレの結果として、多くの農家は現金準備を持っている。だが、それらの引当金が長期にわたって維持されるという保証はない、と指摘する。第二項d「商工業に厚く農業を軽んずる政府の財政施策」について、国の産業と比べて農業への差別的政策が、農家不満の原因となっている、という。

第三項c「小作農がその所得に応じた年譜で農地を購入するための規定」について、「小作農による土地の長期購入を提供した他国にお

ける小作制度改革は、わずか数年で、常に崩壊した。占領軍が去った後、日本でもまた、ほとんど必然的に失敗に終わるのである。たとえ小作農が年賦払いに成功したとしても、直前の帝国議会の政府法案で二四年に設定された支払い期間の間、彼らの立場は改善されないだろう。経験によれば、日本の小作問題の唯一の解決策は、すなわち全所有権を小作農に即時に譲渡するために、政府による全小作地の収用である。地主への補償は、収用された土地の生産的価値に等しい永続的な価値の国債で供給される。そのような措置は、もし小作農が農地を維持するならば、他の補助的改革を伴わなければならないだろう」とする。

第三項d第四「農民に対する技術的その他の知識を普及するための計画」の代わりに、「指定された保護には、差別的な財政政策および関税政策の排除、税負担の均等化を含むべきである」という。

フィアリーのコメントの第二は、「政府の農地改革法案の下で、彼らの小作地を処分する強制があることを恐れた地主は、小作農を立ち退かせ、そのような土地を自分自身や雇用した労働者と共に耕作することを請け負い始めた。この種の立ち退きは、土地所有権と小作関係を凍結する命令を伴っていると信じられている指令の公表以降、増加していることが確実に報告されている」とし、第三に「この指令は非常に一般的な言葉で描かれている。三月一五日までに満足のいく改革プログラムを提出するために、日本とGHQの農業専門家との効果的な連絡を確立」することを提案している。

フィアリーのコメントの特徴は、フィアリーが国務省時代に作成したフィアリー文書から、「アチソン・フィアリー文書」を経て、指摘し続けてきたが、GHQ覚書には記述されなかった点に対し、再度の指摘を行なっていることである。特に、他国での農地改革が小作農に

よる土地の買取によって失敗しており、唯一の解決策は、政府による農地の収用、を指摘している点にある。GHQ覚書に対して、「非常に一般的な言葉で書かれている」との批判は、自らの農地改革案が曖昧な内容となり、農地改革が失敗することへの懸念と思われる。

五 ギルマーチンによる農地調整法改正への批判

一九四五年二月一五日、第八九回帝国議会衆議院で、一八日貴族院で採決され、二月二九日に公布された「農地調整法」改正（法律第六四号）に対して、「一五日衆議院を法案が通過する日」に⁽¹⁵⁾、ギルマーチンは農林省農政局長和田博雄を呼び、法案はGHQ覚書を満足させるものではない、と伝えた。

NRS日誌によれば、一九四六年一月八日、ギルマーチンとラデジンスキーは、和田博雄と会談し、農地改革に関する一九四五年二月九日の日本政府へのGHQ覚書に承諾するために日本政府が提案した計画について協議した。

「一九四六年一月、ギルマーチン大尉による」と手書きの書き込みのある一九四六年一月頃にギルマーチンが作成したものと推測される「農地改革」⁽¹⁶⁾は、「農地調整法」改正に対して「農業部の意見として、これらの改正はGHQ覚書の要件を満たしていない」と記している。

「農地改革」は五章からなる。「一、はじめに」では、「日本の農業における経済的苦痛軽減の責任は、一九四五年二月九日にSCAPによって発行された指令によって帝国政府に置かれた。農地改革への第一歩は、一九四五年二月一八日に通過した、小作農の削減と小作料金納の確立のための規定において、日本帝国議会によってふみ出された」とする。

「二、農業計画の背景」として、a.「貧困と不安は何世紀にもわたって日本の農業において慢性的な状態」であり、「日本の耕作地の物理的な不足がぎりぎりの生計を制限」したこと、一六世紀の記録によれば、大多数の農家はわずか二〜三反を耕作していること。b.徳川幕府下の日本の統一は、近隣の土地の侵略を制止した。その結果、開墾と耕作の改良による大計画と、農民に対する経済的搾取が行われ、農業不安と反乱が継続した。c.明治維新による、封建的身分からの農民の解放と、日本の急速な工業化は、農民の根本的な経済的困難を解決しなかった。急速に発達した日本の人口は、農業従事者の割合が一八七二年の約八〇%から一九三〇年には五〇%以下に減少したにもかかわらず、農業従事者数はほぼ同じであった。土地に対する過密は残り、結果として、不十分な所得、重い負債、小作、不安は日本の農民を悩ませ、「大東亜」への支援に利用された不満と不安を生み出した、とする。

「三、農業の現状」として、a.一耕地あたりの平均収入は水田で年間三〇〇円以下である。b.小作農は、さらに悪い経済的状況にある。c.一九四三年には、約七〇%の農民が耕作地の一部を賃借し、約五〇%の農家が耕作地の五〇%を賃借し、約三〇%の農家が耕作地の九〇%以上を賃借した。農業所得が低いことから、一九四四年には六〇%以上の農家が、農業以外の雇用で所得を補っていた。d.貧弱な農業収益の結果、日本の農家は負債の重い負担を蓄積してきた。一九三〇年代後半には、農家の借金は約六〇億円だった。所得とインフレの増加により、負債は大幅に削減しており、現在は三〇から四〇億円くらいと推計されているが、この改善は、インフレによるため一時的と思われる。e.日本の耕作可能な土地の量は、最も貧しい生活を送るにも不十分である。f.これらの問題を解決するための三つの方針が可

能である。第一は、非農業部門を拡大することである。第二は、制度的な条件で、日本の農家の経済問題を排除する。第三に、過密状態の経済状態を緩和することである。

「四、SCAP覚書」として、a.一九四五年一月九日にSCAPによって指令された農地改革に関する日本政府への覚書は、政策を達成するための計画を立てることを指令している。日本政府は、日本の農民が土地の所有者になり、高利、農業生産物の価格を変動させる加工業者や卸売業者による搾取、生産と販売の無知に対する経済的安全を守る責任を負う。政府は、農家の生産コストを削減し、作物の流通における交渉の地位を高める手段として、日本の農業における協同組合を育成することをさらに指向している。日本政府は農業に国民所得の公平な分配を保証する経済政策を追求するように指導されている。この指令の目的を達成するための計画は、一九四六年三月一日までに日本政府から司令部に提出されなければならない。

「五、一九四五年二月一七日の小作制度改革」として、a.日本帝国議会は、小作農の廃止に向けて、一九四五年二月一八日に農地調整法を改正した。この改正条文は以下のとおりである。(一)都道府県知事の承認を条件として、不在地主は、小作農への転売を目的として、農業協同組合(農業会)に「固定限度」を超えた土地の一部を売却することを要求されることがある。日本の官僚によると、この「固定限度」は平均して五町に設定される。(二)関係当事者間の交渉が不十分な場合に、土地移転の交渉が行われた場合、土地移転の取引条件を決定するために、農地委員会が農村で選出されるものとする。委員会は、地主五人、自作農五人、小作農五人で構成される。(三)土地の年間賃貸価格に基づいて、政府によって土地に売却価格が設定される。(4)土地購入のための小作農に対する信用取引に関する規定

は改正には含まれていないが、抵当権銀行と農業協同組合は年三二%の長期金利で小作農に利用させるだろう。(5) 定量または農作物での小作料の支払いは禁止される。すべての小作料は現金でなければならぬ、とする。

最後に、「b. 農業部の意見として、これらの改正は前述のGHQ覚書の要件を満たしていない。その理由は以下の通りである」と指摘する。(1) 「固定限度」の規定は、現在の小作農の約半分を、耕作地の五〇%以上を所有権のないままにするだろう。(2) 個々の農業協同組合や都道府県知事に多くの裁量が残されている。(3) 改正に規定されている農地委員会の公平性は疑わしい。(4) 現在の融資枠は、土地を購入するのに必要な資金を小作農に供給するには不十分である。(5) 農業における根本的な経済的苦痛の影響を根絶または緩和しようとする試みがなされていない。

この意見書の特徴は、第一に、一月二八日の「農地調整法」改正を、「農地改革への第一歩」と評価している点である。「農地調整法」改正については、ギルマーチンやラデジンスキーが制定後、激しく攻撃した理由の一つは、農地を政府が買収しないことであった。これについて、当時、農地改革の会議にかかわった大和田啓氣は、通訳の誤訳により「NRSとしては、当初の説明では政府買収といひながら、正式の法律では地主、小作の相対売買を本旨とすることにすり変えたことに驚きかつ怒って非難を強めたという事情があったかもしれない」⁽¹⁷⁾と指摘している。しかし、この意見書からは、ギルマーチンは「農地調整法」改正を不十分なものと批判しながらも、「農地改革の第一歩」として評価を与えていた、と言える。

特徴の第二に、東畑四郎たちはGHQ覚書がなぜ議会へ提出されたのかわからない、と述べていた。一九四九年一月三〇日の座談会で

は、東畑は「向うの真相は分らないのですが、あれは議会で難航しているのを通してやるためのものであって、その案に不満であったというようなことは分らなかつたと思うのですが……」⁽¹⁸⁾と話している。

ギルマーチンによるものと推測される「農地改革」によれば、「日本の農業における経済的苦痛軽減の責任は、一九四五年一月九日にSCAPの指令によって帝国政府に置かれた」とあることから、農地改革への主導権を日本政府に与えるために発せられたもの、と言えよう。GHQ覚書と「農地調整法」改正は、関連するものとして捉えられており、「農地調整法」改正への批判は、GHQ覚書に対する不十分な点として、五点があげられているが、五町歩の「固定限度」、個々の農業協同組合や都道府県知事の裁量権、農地委員会の公平性、小作農の土地の買い取り融資枠の不足、改善努力の不足についてであった。ここには、政府による農地買収が記されていない、との指摘は書かれていなかったことが確認される。

おわりに

本稿では、NRSにおける農地改革への見解について検討した。その結果をNRSでの日本の農地・農業に関する関心と、「農地調整法」改正に対する批判からまとめる。

GHQによる農地改革についての本格的な検討開始以前のNRSでは、日本の農地・農業に関する知識は、一般的なものであった。農地改革の検討が開始すると、地主の小作人への立ち退き要求や、農地委員会の組織など具体的な問題が質問されるようになった。

「農地調整法」改正は、再度、検討しなおさなければならなかつたにも関わらず、なぜGHQ覚書が帝国議会中に出されたのか、という

問題について、一九四六年一月のギルマーチンによるものと推測される文書が「農地調整法」改正を農地改革の第一歩と捉えていることから、農地改革が帝国議会で停滞しそうな状況に対して、GHQは覚書を出すことによって、農地改革を推進する責任を日本政府に与え、「農地調整法」改正法案を帝国議会で通過させ、農地改革を推進できるようにしたと言える。

一方で、「農地調整法」改正の内容については、GHQは不十分と考えていたため、その後、GHQと農林省の担当者間で、厳しい交渉が持たれることとなった。農地改革担当者には、「農地調整法」改正に関する説明の中で、誤訳によるGHQの期待が、実際の改正で裏切られたため、その後の交渉が厳しいものとなった、との解釈があるが、政府による農地買収を重視していたのは、GHQ覚書が出された時期にはNRSに直接加わっていなかったフィアラーであり、NRSでは政府による農地買収についてはまだ問題視していなかった。そのため、「農地調整法」改正に対する不満からGHQ覚書を出したというよりも、農地改革推進のため、まずは「農地調整法」改正をさせるためにGHQ覚書は出された、と言えよう。

注

- (1) 「終戦前後における農地改革法案成立の経緯」農政調査会、一九五二年一月(農地改革資料編纂委員会編『農地改革資料集成』第一巻、農政調査会、一九七四年) 一一三頁。
- (2) 同前、一〇七頁。
- (3) 同前、一〇七頁。
- (4) 農地改革資料編纂委員会編『農地改革資料集成』第一四巻、農政調査会、一九八二年、一一三―一〇一―一〇七頁。Administration (Land Reform), Vol. 1, Oct.1945- July.1947, GHQ/SCAP Records, NRS, 8862(1), No.1. 復刻版

と原資料を検討し、本稿では双方の誤りを修正して用いる。

- (5) 同前、一一三―二、一〇七―一〇九頁。
- (6) Administration (Land Reform), Vol. 1, Oct.1945- July.1947, GHQ/SCAP Records, NRS, 8862(1), 日付けに (c.) とある。
- (7) 前掲、農地改革資料編纂委員会編『農地改革資料集成』第一四巻、一一四―四、一一一―一三頁。
- (8) Administration (Land Reform), Vol. 1, Oct.1945- July.1947, GHQ/SCAP Records, NRS, 8862(1).
- (9) 大和田啓氣『秘史日本の農地改革——農政担当者の回想』日本経済新聞社、一九八一年、八〇頁。
- (10) 同前、八三頁。
- (11) Administration (Land Reform), Vol. 1, Oct.1945- July. 1947, GHQ/SCAP Records, NRS, 8862(1), No.2.
- (12) 前掲、農地改革資料編纂委員会編『農地改革資料集成』第一四巻、一一二―三、九八―一〇〇頁。Administration (Land Reform), Vol. 1, Oct.1945- July.1947, GHQ/SCAP Records, NRS, 8862(1), No.3.
- (13) 前掲、農地改革資料編纂委員会編『農地改革資料集成』第一四巻、一一五―三、一一七―二〇頁。
- (14) 農地改革資料編纂委員会編『農地改革資料集成』第一巻、農政調査会、一九七四年、一四四―一四五頁。
- (15) 前掲、大和田啓氣『秘史、日本の農地改革』八六頁。
- (16) Administration (Land Reform), Vol. 1, Oct.1945- July.1947, GHQ/SCAP Records, NRS, 8862(1), No.3b.
- (17) 前掲、農地改革資料編纂委員会編『農地改革資料集成』第一四巻、一五頁。
- (18) 前掲、「終戦前後における農地改革法案成立の経緯」一一三頁。(本学非常勤講師)